

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度お引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

Web総合口座は、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

Web総合口座取引規定

1. 内容

「Web総合口座」（以下、「この口座」といいます）とは、しずぎんダイレクトバンキングサービス（以下「しずぎんダイレクト」といいます）を利用してお取引内容を確認いただく、通帳を発行しない総合口座をいいます。

2. 利用資格

- (1) この口座をご利用いただけるのは、満15歳以上の日本国内に居住する個人のお客さまとします。
- (2) 満20歳未満のお客さまは、定期預金等を担保としたお借入（以下「当座貸越」といいます）をご利用いただくことはできません。
- (3) この口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。

3. 口座開設

- (1) この口座を新たに開設するにあたっては、当行所定の申込書を当行本支店に提出してください。
なお、お一人さま1店舗につき1口座に限ります。
- (2) この口座の開設にあたっては、この口座の普通預金を決済口座とした、しずぎんダイレクトによるインターネット・モバイルバンキングサービスの利用をお申し込みいただきます。
- (3) この口座は、しずぎんカード（キャッシュカード）のお申し込みがないと開設することはできません。

4. 通帳からの変更

すでに総合口座をお持ちの方がこの口座に変更するにあたっては、通帳とともに当行所定の申込書を当行本支店に提出してください。この場合、ご提出いただいた通帳に未記入になっているお取引はすべて記入したうえでこの口座に変更しますので、変更後に発生するお取引よりしずぎんダイレクトでお取引内容を確認してください。

5. しずぎんダイレクトによるお取引内容の確認

しずぎんダイレクトで確認いただけるこの口座のお取引内容は次のとおりです。

①普通預金のお取引（兼お借入）明細

普通預金および当座貸越のお取引明細を確認いただけます。

②定期預金の明細

お預け入れいただいている定期預金のお取引明細を確認いただけます。

6. 口座管理手数料

この口座の管理手数料は無料です。

7. 窓口でのお取引

(1) 預金のお預け入れ

この口座の普通預金、定期預金は、当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。

(2) 預金の払い戻し等

普通預金の払い戻し（当座貸越を含む）または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名捺印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。なお、当該預金の払い戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払い戻し等を行いません。

8. 自動機でのお取引

(1) 自動機では、この口座の定期預金取引およびこの口座の普通預金への振替入金のお取扱いはいたしません。

(2) 当行の自動機を使用して預金の払い戻しまたは預け入れをする場合にかかる自動機利用手数料は、無料とします。

9. 届け出事項の変更

印章を失ったとき、または、印章、住所、氏名等の届け出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 口座の解約・通帳扱いへの変更

(1) この口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章により記名捺印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。

(2) この口座を、通帳を発行する総合口座に変更する場合には、当行所定の依頼書に届け出の印章により記名捺印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。なおこの場合、しずぎんダイレクトは自動的に解約となりません。

(3) 前項にかかわらず、満 20 歳未満のお客さまは通帳を発行する総合口座へ変更することはできません。

11. 取扱内容の変更

当行の都合により、この口座の取扱内容を変更することがあります。この場合、変更後の取扱の内容およびその効力発生時期を当行ホームページにあらかじめ掲載する等します。

12. 規定の準用

(1) しずぎんカードの利用については、「しずぎんカード規定」により取扱います。

(2) しずぎんダイレクトの利用については、「しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定」により取扱います。

(3) その他、この規定に定めのない事項は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

以上